

京都市告示第302号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年 8月21日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
三栖向納所線	伏見区横大路下三栖東ノ口町2番地の2地先から 同町5番地の2地先まで	旧	メートル 76.30	メートル 6.70 ~ 7.30
		新	76.30	13.00~28.00

(建設局土木管理部道路明示課)